

「淀江産業廃棄物管理型最終処分場 監視・指導計画 (R7.3)」の改定について

《主な改定内容》

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）」及び「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成10年6月環境庁・厚生省告示第1号）」が改正され、令和7年4月1日から施行（一部規定は令和8年4月1日から施行）されたこと等に伴い、モニタリング項目（基準・分析方法）の一部を変更するもの。

(1) 下流水路水質モニタリング項目（別表1）

項目	基準値（参考）		分析方法	
	新	旧	新	旧
電気伝導率	—	—	JIS K 0102-1 13	JIS K 0102 13
塩化物イオン	—	—	JIS K 0102-2 6	JIS K 0102 35

（備考）JISK0102 規格群（工業用水・工場排水試験方法）制定に伴う変更/JISK0102 規格（工場排水試験方法）廃止（R7.12.22）

(2) 地下水水質モニタリング項目（別表2）

項目	自主基準		分析方法	
	新	旧	新	旧
六価クロム	0.02mg/L 以下	0.05mg/L 以下	平成9年3月13日 環境庁告示10号別表	平成9年3月13日 環境庁告示10号別表
電気伝導率	—	—	JIS K 0102-1 13	JIS K 0101 12
塩化物イオン	—	—	JIS K 0102-2 6	JIS K 0101 32

（備考1）「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」（令和7年3月3日環境省令第7号）

（備考2）「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法等の一部を改正する告示」（令和7年7月環境省告示第63号）／「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」（平成10年6月環境庁・厚生省告示第1号）の一部改正

（備考3）併せて欄外の注記を削除

(3) 浸出水・放流水モニタリング項目（別表3）

項目	自主基準		分析方法	
	新	旧	新	旧
大腸菌群数	※削除	3,000 個/cm ³ 以下	—	昭和49年9月30日 環境庁告示64号
大腸菌数	800FCU/100mL 以下	※追加	昭和49年9月30日 環境庁告示64号	—
六価クロム化合物	0.2mg/L 以下	0.5mg/L 以下	昭和49年9月30日 環境庁告示64号	昭和49年9月30日 環境庁告示64号

（備考1）「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」（令和7年3月3日環境省令第7号）

（備考2）併せて欄外の注記を削除

